

# 電気通信紛争処理委員会（第162回）議事録

## 1 日時

平成28年6月29日（水）午後1時30分から午後3時10分

## 2 場所

総務省第4特別会議室

## 3 出席者（敬称略）

### (1) 委員

中山 隆夫（委員長）、荒川 薫（委員長代理）、小野 武美、平沢 郁子、  
山本 和彦（以上5名）

### (2) 特別委員

青柳 由香、荒井 耕、大橋 弘、小塚 莊一郎、近藤 夏、若林 和子  
（以上6名）

### (3) 総務省（総合通信基盤局電気通信事業部）

内藤 新一 料金サービス課企画官

### (4) 事務局

岩田 一彦 事務局長、村松 茂 参事官、三島 由佳 紛争処理調査官  
梅澤 信司 上席調査専門官、市川 憲史 上席調査専門官

## 4 議題

- (1) スマートフォンの料金低廉化について【公開】
- (2) あっせん事案について【非公開】
- (3) 平成27年度における事業者等相談の状況について【非公開】
- (4) MVNOの事業者間契約に係る実態等調査の概要について【非公開】

※議題（2）から（4）は、会議を公開することにより、当事者又は第三者の権利、利益を害するおそれがあるため、電気通信紛争処理委員会運営規程第16条第1項の規定に基づき非公開で開催し、同規程第17条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、会議の議事録及び使用した資料を非公開とする。

## 5 議事内容

### <開会>【公開】

【中山委員長】 それでは、少し時間までありますけれども、ただいまから

第162回電気通信紛争処理委員会を開催いたします。

本日は、委員全員が出席されておりますので、定足数を満たしております。また、特別委員6名の方の出席をちょうだいしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。議題1は公開、議題2から4は、当事者または第三者の権利・利益を保護する観点から、当委員会運営規程第16条第1項の規定により非公開とし、同規程第17条第1項及び第18条第1項により、議事録及び資料も非公開といたします。

したがいまして、傍聴者の皆様には、非公開の議事が始まる前にご退室いただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議事に入ります前に、このたび事務局の人事異動がございました。そこで、新任の岩田事務局長及び村松参事官から一言ご挨拶をお願い申し上げたいと思います。

**【岩田事務局長】** 17日付で事務局長を拝命いたしました岩田でございます。電気通信に関しましては全く素人でございますけれども、委員長をはじめまして、委員あるいは特別委員の方々にご指導賜りまして、事務をサポートさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

**【中山委員長】** よろしくお願い申し上げます。

**【村松参事官】** 同じく17日付で参事官を拝命しました村松でございます。これまでどちらかといいますと、事業者が協力したような形の仕事を、ユニバーサルサービスですとか、加入電話の接続料をしております、事業者間の紛争は初めてでございますけれども、委員会の先生方のご指導をいただきながら務めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

**【中山委員長】** ありがとうございます。こちらこそよろしくお願い申し上げます。

それでは、続きまして、4月及び5月に文書による審議の形で開催いたしました2回の委員会について私のほうからご報告いたします。

まず4月20日から22日に開催いたしました第159回委員会では、平成27年度年次報告について審議いたしました。

審議の結果、委員全員の賛成が得られましたので、案のとおり決定し、総務大臣に報告することといたしました。4月27日に総務大臣に提出いたしましたが、冊子にまとめたものをお手元にお配りしておりますので、ご参照いただければと思います。

次に、5月19日から23日に開催いたしました第160回委員会では、あっせん委員の指名について審議いたしました。本件につきましては、電気通信紛争処理委員会運営規程第16条第1項の規定に基づき、非公開での開催としたため、詳細は後ほどご報告させていただきます。

私からは以上でございます。よろしゅうございますでしょうか。

### ＜議題（１）スマートフォンの料金低廉化について＞【公開】

【中山委員長】 それでは、議事に入ります。初めに議題１、スマートフォンの料金低廉化についてでございますが、総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課の内藤企画官からご説明をお願いいたします。内藤企画官には、お忙しいところ、誠にありがとうございます。それでは、よろしくお願い申し上げます。

【内藤料金サービス課企画官】 料金サービス課の内藤でございます。お手元のほうの資料１６２－１に基づき説明をさせていただきたいと存じます。座って説明させていただきます。

まず１ページ目にスマートフォンの料金低廉化に向けましたこれまでの経緯について簡単にお示ししております。発端としては、昨年９月の経済財政諮問会議において、総理より総務大臣に対して携帯電話料金低廉化に関する検討の指示というものがございました。

これを受けまして、昨年の１０月に総務省に「携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォース」が置かれまして、１２月に提言を取りまとめたいただきました。それを受け、総務省からこういった取組をしていきますという取組方針を公表し、同じ１２月中に総務大臣から携帯電話事業者に対して、料金負担の軽減、そして端末販売の適正化を内容とする要請を行いました。

これを受けまして、民側の事業者側の対応が進んでおり、本年１月以降、各社でライトユーザー向けの料金プランの発表がありまして、３月から４月にかけて実際に提供が開始されております。また、４月にはNTTドコモから、５月にはソフトバンク及びKDDIから長期利用者向けの割引等の発表もございました。

また、端末販売の適正化につきましては、先ほどの１２月の総務大臣からの要請を受けまして、本年２月から各社が取組を開始するとともに、総務省で、ガイドラインを３月に策定し、４月から適用をしております。ただ、適用開始当初の段階で、ガイドラインの趣旨に沿っていないという事例が判明しまして、携帯電話事業者の２社に対して行政指導を行っているところでございます。

次のページ以降で詳細を説明させていただきたいと存じます。２ページ目は、昨年１０月に開催した「携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォース」の概要です。このタスクフォース、検討事項にある論点に沿って検討を行ったわけでございますけれども、その検討に用いました資料を２つほど本日の資料でも抜粋してご紹介しております。

次の３ページ目が、これは諸外国と日本のスマートフォンの料金プラン、音声とデータ、両方を含んだプランの比較となっております。日本が赤い太い線で

示されているものとなっています。こちらをごらんいただきますと、日本では料金プランの刻み目が2ギガバイトから始まっていることもあり、1ギガバイト未満では、ここに比較の対象として挙げている国の中では最も高い金額となっていることがわかります。また、この1ギガバイト未満というデータ容量ですけれども、総務省に各携帯電話事業者から報告いただいているスマートフォンユーザーの実際のデータ使用量の利用実態におきましても1ギガバイト未満のユーザー層が最も多い層となっているということが判明しております。

次の4ページ目、この実態をお示ししているものでございます。こちらは、昨年10月段階のNTTドコモの割引等の実例をお示したのものとなっています。これはNTTドコモを挙げておりますけれども、他社でも同様の割引等が行われており、各社、携帯電話端末、スマートフォン等を購入した者に対して、月々の通信料の割引であるとか、場合によっては端末代金の値引き、そして販売店への奨励金を通じたキャッシュバック等を行っており、これにより、端末価格から実質的な値引きというものを行っております。これで店頭では実質幾らという形で端末価格が表示されているケースが多くございます。

こちらを見ていただくと、機種ごとに示しておりますけれども、端末価格があるのに対して、月々サポートといった形で、これはドコモの場合の月々の料金の割引を24か月、これは割賦の支払い期間と大体一致しておりますけれども、行うという形で、実質的な割引を行っております。これを含めて端末の実質的な負担額というものが表示されるわけでございます。

このほかに実際には店頭でキャッシュバック等が行われているケースもありますけれども、それは店舗における個別の取組となりますので、ここでは反映し切れない部分もあります。

基本的に、新規契約、機種変更、そしてMNPとありますけれども、電話番号を変更せずに携帯電話事業者を乗りかえる、モバイルナンバーポータビリティ、こういったいずれの状態でも端末を購入するかによって割引額が異なっております。NTTドコモの場合は、新規契約と機種変更ではおおむね同額となっており、MNPで転入した方に対しては特に割引額が大きくなっております。

特に割引額が大きいケースでは、端末の実質負担額のところが黒三角になっておりますけれども、これは端末価格を超える値引き等が行われるということで、端末を買いかえるとこれだけお得になります。端末代金の負担が実質的にゼロになる部分を超えて、さらに料金等が値引きをされるということを示しているものでございます。

このように、実態として、一部の機種ではこの時点において端末価格を上回る値引き等が行われているということが見てとれるかと存じます。

こうした点を踏まえ、タスクフォースでは、まずライトユーザー向けの料金プランというものが必要ではないか。また、端末を購入する人が割引を受ける

こととなっていますので、買いかえない人にとっては割引がない、高止まりした料金プランのままということになってしまいます。こうしたことを受け、特に端末の実質負担が端末価格と同額の状況、これをいわゆる実質ゼロ円と店頭では表示されていますけれども、これを下回るような割引等については、端末を購入する人としらない人との間での不公平が著しいものになってしまうのではないかといった問題意識から、2点目として、長期利用者向けの割引等の提供といったものが必要であり、同時に、実質ゼロ円を下回るような過度な割引等を是正するためのガイドラインを策定すべきとのご提言をいただいたところでございます。

こうした提言を受けまして、昨年12月に示した総務省としての取組方針が次の5ページ目となっております。これはタスクフォースでの検討事項に対応して3つありまして、1つ目が料金負担の軽減であり、ライトユーザーや、端末購入にかかる補助を受けない長期利用者等の多様なニーズに対応した料金プランの導入等により、利用者の料金負担を軽減するという内容を内容としております。

2点目の端末販売の適正化については、MNP利用者等に対する行き過ぎた端末の値引きの販売の見直しに取り組んでいくという内容です。

最後に、MVNOサービスについても、より多様化を図ることで料金競争を促進するという一方で、実際には加入者管理機能の開放に向けた協議を、みずから設備を設置する事業者とMVNOという設備を借りて提供する事業者との間の協議を促進するといった内容の提言をいただいて、それを総務省としても取組をするということを表明しております。

特にこの料金負担の低減と端末販売の適正化については、速やかに取組を促すため、昨年12月18日の段階で携帯電話事業者に対して総務大臣から要請を行っているところでございます。

こうした要請を受けまして、次の6ページ目で、実際に導入された各社のライトユーザー向けの料金プランをお示ししています。特色が若干ありまして、KDDIとソフトバンクでは、月当たり1ギガバイトという料金プランを新しく設けておりまして、こちらですと、5分以内の国内通話かけ放題のプランと組み合わせると月額5,000円未満となっております。NTTドコモの場合は、これは家族で5ギガをシェアするというプランを新たにつくり、3人家族の場合ですと1人当たり4,500円という計算になるといった形で、ライトユーザーの負担を図るようなプランをそれぞれ発表しているところでございます。

次の7ページ目が長期利用者向けの割引等になります。これ、各社とも、それぞれ違いがありますが、一定年数以上の者に対して、料金の割引やポイントを提供するという内容を発表しております。また、②で各社とも示しておりますけれども、2年間の違約金つき期間契約、いわゆる2年縛りの更新をする場

合には3,000円相当のポイントを提供するということを表明いたしまして、一部事業者は既に提供を開始しているところがございます。

こういった形で、料金負担の軽減についてはある程度各社が発表し、一部提供を開始しているという状況になっておるところでございます。

次の8ページ目が、一方の端末購入補助と我々呼んでいますけれども、端末の購入を条件とした割引等について、総務省で3月にガイドラインを策定しており、その概要をお示ししたものとなっています。

これはMNP等により端末を購入する利用者への行き過ぎた値引き等により、値引きをある程度見込んで価格設定をするといったことが行われてしまい、通信料金が高止まりしてしまうという問題や、端末購入する人とならない人の間の不公平、さらにはこういった大手の携帯電話事業者は、さまざまな端末を調達して安売りをするということができる一方で、MVNOの事業者はそういった値引きができないという不公平さがあるので、こうした販売方法の是正が、利用者の公平性確保や、MVNOサービスの一層の普及を図ることに資するというので、ガイドラインを策定しております。

タスクフォースでは、端末価格を上回って実質ゼロ円以下を可能とする割引等が、著しい不公平を生じるとのことで、料金の低廉化とあわせて是正に取り組むべきこととされたわけでございますけれども、この際の割引等の具体的な内容というものをガイドラインで定めております。これが右下の枠囲いになりますけれども、大きく2つありまして、1つ目が、携帯電話事業者が利用者に対して提供するもの。これが3つに枝分かれていますけれども、1つ目が料金の割引、2つ目がスマートフォンの購入代金の割引、そして、3つ目がキャッシュバック・商品券・ポイント等となっています。

また、もう一つ、今度は、携帯電話事業者がダイレクトに利用者に対して出すのではなくて、販売代理店に対してお金を出して、それがユーザーに還元されるというケースもございます。これを2つ目の丸で書いてありますけれども、こちらはスマートフォンの販売に応じて販売店に対して支払う金額、端末販売奨励金と称しておりますけれども、こちらも含め、端末購入補助であると定義をしております。

1点、タスクフォースの提言では、端末購入を条件とする割引等を是正すべきとのご提言をいただいていたのですが、ガイドラインについて意見募集を行いました際に、モバイルナンバーポータビリティを条件とする割引等というのが実際にかなり出てきたという状況を踏まえ、そういった端末購入を条件とせずに、モバイルナンバーポータビリティをする方に対しての割引というものについても、実際には端末購入を行う場合がほとんどであるというご意見がありました。その意見を踏まえまして、端末購入を条件とするもののみならず、MNPを条件とする場合の割引等についても端末購入補助として計算をすると

いう形に修正をしております。

こういった端末購入補助の額、合算したものの額というものについて、幾らであったらいいのか、悪いのかという点については、タスクフォースではこれが端末価格を超えると著しい不公平になるという形でご提言をいただいております。

この補助がどのような水準であればいいかというものについてガイドラインでも定めておりますけれども、このイメージをお示ししたものが左側の端末の実質負担のイメージというものです。

端末の値引きを行う場合、値引き等を行う必要性が高い場合というものがこのオレンジ色で示した部分でありますけれども、在庫処理、いわゆる古くなった端末の値引きを行う場合であるとか、通信方式の変更、もしくはもともと価格が安い端末の場合ですね。こういった端末については、実質ゼロ円近くまで割引等を行っても構わないというガイドラインとなっております。原則は、緑色のところで書いてございますように、発売当初の端末等については、利用者間で著しい不公平を生じないように、調達費用に応じた合理的な額の負担を求めることが適当としてございます。

なお、一時的な例外として、実質ゼロ円より下の赤いところ、赤印で示しているところには、学割の適用による割引というものがございます。こちらは、1月末までに、各事業者が25歳以下のユーザーが端末を購入する場合には、大きな額の割引を行うということを発表しておりまして、こちらについては、経過的な期間として5月末までの期間は提供を認めるということとしておりました。

このようなガイドラインを策定したわけでございますけれども、冒頭でも触れましたとおり、行政指導も行っております。次の9ページ目はその行政指導の概要でございます。ガイドラインの適用を4月1日から開始したわけでございますけれども、その当初からソフトバンクでは、実質負担がゼロ円を下回るものが実際に残っていたということであり、またNTTドコモについては、型落ちなどでないにもかかわらず、実質ゼロ円近い負担となっているものがあるということで、それぞれ行政指導を行っております。

次の10ページが行政指導等を受けた各社の是正の状況となっております。こちらについては一部に取扱注意の数値を含んでおりますため、委員限りとさせていただきますので、ご承知おきいただければと存じます。

ソフトバンクでは、各種の割引等を組み合わせると、MNPの場合に、実質ゼロ円を下回るケースがございましたけれども、その状態はおおむね解消されております。また、ドコモとソフトバンクでは、型落ちでないにもかかわらず、実質ゼロ円近くとなっているものが、この例を含めて複数存在しておりましたけれども、これについて合理的な額の負担となるように求めたところ、ドコモ

については是正をされております。また、ここに記載してあるもののうち、KDDIについては、奨励金について報告を求めたところ、実際にはガイドラインに沿わない状況があったとのことで、自主的に是正をしたとの報告をいただいたところでございます。

以上が端末購入補助の適正化に係るガイドライン及びその後の取組の状況でございます。

次の11ページ目ですけれども、こちらは、取組方針の3つ目にございましたMVNOサービスの多様化につきまして加入者管理機能についての協議の促進を総務省として取り組むということを表明しております。

この加入者管理機能はそもそも何かということですが、こちらは、携帯電話番号、端末の所在地、顧客の契約状況といったネットワーク制御に必要な情報を管理するデータベースとなっています。例えば1つの料金プランで60分間の無料通話がありますといった場合には、その60分のプランというものに基づいて、60分を超えたら通話ができないようにするといったことを加入者管理機能で可能としているわけでございます。

この加入者管理機能については、諸外国ではMVNOがこの加入者管理機能を管理して、自ら料金プランを設定するというケースがありますが、日本においては、まだ現時点ではこの加入者管理機能はMVNO側がコントロールするという形にはなっていないという状況でございます。

こういったものをMVNOが使えるようにすると、自らSIMカードというものを発行したり、音声サービスの先ほど言ったようなプランを設定したりといった、より自由度が増すことが期待されるところでございます。

このため、総務省におきましては、3つ目の四角にありますけれども、MVNOガイドラインというものを策定しておりますけれども、加入者管理機能について、開放を促進すべき機能という位置づけを与えまして、MVNOとMNOの間の事業者間の協議というものを注視するという旨を明らかにしているところでございます。

現時点、MNOの1社が複数のMVNOとHLR/HSSの連携機能の開放に向けて協議をしているところでございまして、今のところ、協議が進展をしているという状況でございます。

最後の12ページ目は参考としてつけておりますけれども、先ほどの端末適正化のガイドラインにつきましては、ガイドラインが守られない場合については、29条1項12号に基づく業務改善命令の発動を検討するものという形で我々としては考えているということで挙げさせていただいたものでございます。資料の説明は以上でございます。

【中山委員長】 ありがとうございます。なかなか難しいところがあって、理解するのが私は大変だったんでございますが、ただいまのご説明に関しまし



て、ご質問等ございましたら、お願い申し上げます。いかがでしょうか。

【大橋特別委員】 ご質問2点あるんですけれども、まず1つ、端末購入補助に関してなんですけれども、これは端末のみを販売する事業者が端末補助をすると排除されちゃうと思うんですよね、究極的には。そうした人たちの参入を促進するという視点はこの中に入っているのかどうかということをお伺いしたいのが1点と、あと、2点目は、今ご説明あった加入者管理機能の話なんですけれども、MVNOの料金って、私の理解だと、音声サービスが入ると、結構MNOとあまり変わらないなというふうな印象を持っているわけですが、こうした管理機能がつけ加わると、そのあたりの料金って安くなる見込みがあるのかという、その2点だけ教えていただきたい。

【内藤料金サービス課企画官】 1点目のガイドラインの策定の目的に端末販売事業者の端末販売の促進という観点があるかという点ですけれども、これはガイドラインそのものは、先ほど申し上げたとおり、利用者の不公平の是正であるとか、高止まりする料金の是正、そしてMVNOの促進というものが目的となっておりまして、直接的な目的とはなっておりません。ただ、今まで携帯電話事業者が値引きをして端末を、実際には価格がつかないような形のところまで値引き等をして売るといった実態を改めるといった意味において、結果的に端末の直販等を含めてよりやりやすくなるといった効果は我々としても期待しているところではございます。直接の目的ではありませんが、副次的にそういったことも達成されるということではないかと思っております。

2点目の加入者管理機能については、ご指摘のとおり、日本のMVNOについては、まずデータサービスについてはさまざまな多様なプランができてい一方で、音声についてはできていないという実態はございますけれども、この理由の1つは、音声については、卸売ということで、30秒20円の大手携帯電話事業者の料金プランというものをディスカウントして提供を受けているため、基本的には従量型の料金メニューの提供が中心になっているということでございます。このHLR/HSSを使った場合に、さらには音声接続を行うといったことを行ってまいりますと、いわゆる原価ベースの接続料による接続という形態で音声サービスを提供することも可能になってまいりますので、その場合には、より柔軟な料金設定が可能になるということも想定されるところでございます。

ただ、現時点でのHLR/HSSの協議というのは、まずデータのサービスについて協議されており、音声というものはさらにその先にあると、我々としては考えているところでございます。

【中山委員長】 よろしゅうございますか。

【大橋特別委員】 はい。

【中山委員長】 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【荒川委員長代理】 端末の料金と利用料の内訳を明確にするというのは非常によろしいと思いますけれども、5ページ目の2の端末販売の適正化等で、4番目の項目ですね、要するにSIMロック解除とかというのが随分昔から言われて、「引き続き推進」となっていますが、それはどのような見込みになりますでしょうか。

【内藤料金サービス課企画官】 SIMロック解除につきましては、2014年の12月にSIMロック解除のガイドラインの改訂というものを行っております。こちらについては、従来強制力のない形でSIMロック解除をしたほうが良いというガイドラインを設けていたものを、これも先ほど挙げた電気通信事業法29条1項12号に基づくガイドラインということで、義務的なものに改め、一定の期間を経た後はSIMロック解除の要請に応じなければならないという義務を課しております。昨年5月以降に新規に発売される端末について適用することとしておりまして、各事業者においては、端末を購入してから6か月経過した場合には解除に無料で応じるといった運用となっております。

また、2年縛りについては、携帯料金のタスクフォースと別のタスクフォースで昨年の7月ごろに取りまとめを行っておりまして、それを受けて各事業者でも取組を検討した結果、実際には、先ほどご紹介した長期利用者向けの割引等の発表に前後して取組を発表しております。本年3月以降に発表があったのですけれども、NTTドコモについては、2年間経過した場合には、違約金がないプランを選択ができることとしています。ただし、その違約金がないプランを選択した場合には、先ほどの3,000ポイントというものは得られない、または長期利用者向けの割引は得られないという形となっております。

そのほかの2社につきましては、これは当初の契約の段階で月々の負担が300円高いプランを選択した場合には、3年目以降は違約金なしで解約ができるというプランを発表しているところでございます。なので、昨年の取組方針の段階では、まだ2年縛りの見直しについては進んでいなかったのですけれども、その後、2年縛りの見直しのプランというものについても各社から発表されているところでございます。

【荒川委員長代理】 じゃあ、引き続き推進というのは、もう解決されているという、そういう。

【内藤料金サービス課企画官】 厳密に言うと、その段階で、2年縛りについてはまだ見直しがされていなかったもので、そういった取組を促すということも含めての記載でございます。

【荒川委員長代理】 ありがとうございます。

【中山委員長】 ほかにいかがでしょうか。

【青柳特別委員】 今の点に関連してなんですけれども、SIMロック解除

であるとか、2年縛りに関する取組というのは、スマホだけが対象なのか、それともガラケーも含めたものなのか、確認をさせていただければと思います。

【内藤料金サービス課企画官】 2年縛りについては、スマートフォンに限定したものではなくて、各事業者とも見直しをされていると認識しております。

端末購入補助の適正化につきましては、スマートフォンのみが対象ですが、今までの従来のフィーチャーフォン等に比べて、スマートフォンの端末価格のほうが非常に高く、10万円前後のものが多いということで、これをゼロにしてしまうということで著しい不公平となるということで、安い端末であればそんなに問題ではないけれども、高い端末であるがゆえに問題であるといった観点で、スマートフォンのみを対象としているところでございます。

【青柳特別委員】 SIMロック解除はいかがですか。

【内藤料金サービス課企画官】 SIMロック解除については、あれはフィーチャーフォンも含めていわゆる携帯電話端末であれば、対象でございます。

【青柳特別委員】 ありがとうございます。

【中山委員長】 よろしゅうございますか。どうぞ。

【若林特別委員】 3番の諸外国における通話データプランというこの表を見ての質問ですが、1ギガまでが日本が一番高かったということなんですが、全部の携帯電話利用者のどのぐらいまでがこの1ギガだったんですかということ、一番多いギガ数、利用者ではどのぐらいなのかを教えてくださいと思つての質問です。

【内藤料金サービス課企画官】 そのデータが、非公表を前提に各社から提供いただいたものになっているので、公開の場でお伝えすることができないものになっています。総務省として取りまとめたものではなくて、民間が取りまとめております推計によりますと、およそ4分の1のユーザー層が1ギガバイト未満というのが利用実態になっておりますので、参考として紹介させていただきます。

2点目は……。

【若林特別委員】 一番多い利用のギガ数ってどのぐらいなのかしらと思つて。

【内藤料金サービス課企画官】 これは多い分には何十ギガというユーザーもいるということではあるんですけども。

【若林特別委員】 比率が一番多いところね。

【内藤料金サービス課企画官】 1ギガバイト未満が、先ほど申し上げたとおり一番多い層なのですが、実は2こぶになっておりまして、5ギガバイト未満あたりもまたそれなりのボリュームゾーンにはなっているという状況でございます。

【若林特別委員】 この表を見て、そんな割合なんじゃないかなと。一番多

いのがきっと1ギガ未満の利用者かなというふうに思って、わりと日本の料金体系って、こういう形が見受けられるように思ったもので、ちょっと質問してみました。

【内藤料金サービス課企画官】 先ほどのSIMロック解除についての補足でございますけれども、先ほど携帯電話端末が解除の対象と申し上げましたが、タブレットも含めて解除の対象でございます。

【中山委員長】 これ、3図は、今の円高状況だと、もう1回作り直さないといけなくて、全体として日本が上に上がっちゃっている。そういった実態を踏まえて考えなければいけませんね。

【若林特別委員】 結構5,000円プランでも高いように思っちゃうんだけど。

【中山委員長】 ほかにはいかがでしょう。どうぞ。

【小塚特別委員】 ありがとうございます。最後にご説明いただいた加入者管理機能の部分ですけれども、質問を2つに分けて伺いますと、1つは、MNO側が現在これを開放していないというご説明だったと思いますが、その法律的な根拠といいますか、何に基づいて権利を主張して開放しないのか。逆に言うと、開放するためにはどういう合意が必要なのかということです。

質問の後半は、これが開放され得るものになったとしますと、その協議のいかんによっては、例えば当委員会の対象になるというようなことがあり得るのかどうかということをご教示いただければと思います。

【内藤料金サービス課企画官】 まず1点目のMNOが加入者管理機能を開放していない理由というところでございますけれども、理由ということではないと思いますが、実際に協議の段階では、HLR/HSSをどのように連携をさせるのか、利用を可能とするのかといった条件をいろいろ協議しているところでございまして、1つは、やはりどのように連携をさせるかって、結構技術的な詰めというものが発生をしますし、それに伴いまして、一般論で申し上げますと、MNO側の設備にも改造等が必要になるので、費用負担が発生をしてくる。なので、さらに言うと、費用負担がMVNOにとって合理的なものかどうかということで、ビジネスベースでMVNOとして受け入れが可能となるかどうかといった部分もございます。このように、技術的な面、経済的な負担の面も含めて、可能性、採算性、仕様等について、協議の必要があるので、それなりに期間もかかっているということでございます。実際、現在のところは、MNOの側も前向きに協議をさせていただいている状況とっております。

あと、もちろんこの協議がうまくいかない場合ということですが、接続ないし卸の協議については、協議が調わない場合には、裁定の申請をできるという規定となっておりますので、そういった裁定の申請があった場合には、またこちらの委員会のほうにお諮りをして判断をおおぐということもあり得る

と思っております。

【小塚特別委員】 このHLR/HSSとの連携自体が卸売か何かの合意を必要とすることになるわけですか。

【内藤料金サービス課企画官】 そうですね。義務的に提供すべき内容ということには現時点なっておりませんで、あくまでも協議の上で実現をしていく事項になっておりますので、協議が調わない場合に、最終的には総務省や紛争処理委員会としての出番が出てくるということになっております。

【中山委員長】 よろしいですか。ほかにはいかがでしょう。

このMNO 1社、どこかということはいえないのでしょうかね。

【内藤料金サービス課企画官】 そうですね。そこは、事業者側からの公表される段階になれば明らかになるということでご理解いただければと存じます。

【中山委員長】 英米等外国のほうではMVNOがそういう形でかなりこの管理ということを実際に行っている。日本はどうして一番最初からそういうふうにならなかったんですか。

【内藤料金サービス課企画官】 ここは我々としても明確な答えがないところではあります。ただ、1つ言えるのは、英米の場合でも、特に行政が義務等を課して実現したわけではなく、民衆の協議の結果、実現しているということであるようです。そうした状況を踏まえ日本としても、まずはビジネスベースで事業者間で協議に至るということを期待しながら、ただ、そういった紛争の可能性があり得るものとして注視をするといった位置づけを与えているという状況になります。

【中山委員長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

ほかに特段のご質問等がなければ、質疑を終えたいと思います。企画官にはほんとうにありがとうございました。

【内藤料金サービス課企画官】 ありがとうございました。

【中山委員長】 以上で公開の議題は終了となります。傍聴者の皆様は、恐縮ですが、ご退室をお願いします。

(傍聴者及び料金サービス課内藤企画官 退席)

## <議題2 あっせん事案について> 【非公開】

※この部分については、非公開にて開催した。

## <議題3 平成27年度における事業者等相談事例の状況について>

【非公開】

※この部分については、非公開にて開催した。

**<議題4 MVNOの事業者間契約に係る実態等調査の概要について>**

**【非公開】**

※この部分については、非公開にて開催した。

**<閉会> 【非公開】**

※この部分については、非公開にて開催した。